

# 自治体向けFAQ第19.1版 【新規問】※No.は第19.1版のもの

No.	事項	問	答
339-1	地域子育て支援拠点事業	休日における育児参加促進のための講習会の実施に係る加算について、「休日」とはいつをさしますか。	土曜日・日曜日・祝日をさします。なお、拠点の開閉所関係なく、休日に当該取組を実施した場合に加算の対象となります。
351-1	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	地域子育て支援拠点等との連携に係る加算について、実施要綱3(5)ア～ウすべての取組を実施した場合に加算の対象となりますか。	ア～ウのいずれかの取組を実施した場合に加算の対象となります。
430	新制度に係る申請等における押印の見直し	国としての押印見直しの動きを受け、新制度に係る申請等においては押印の見直しは必要か。	<p>新制度に係る申請等において、例えば①就労証明の標準的な様式、②施設等利用給付に係る参考様式において押印を不要(「子育てための施設等利用給付等に係る参考様式の見直し版の送付について」(令和3年9月30日内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)事務連絡)とするなど、国がお示している様式については、順次見直しを進めています。</p> <p>なお、各自治体を実施する手続きのうち、国からの通知等による様式を用いず独自に定められている様式において、国民や事業者等に押印を求めている場合については、「地方公共団体における押印見直しマニュアルの策定について」(令和2年12月18日付け規制改革・行政改革担当大臣通知)を参考として、押印の見直しへの積極的な取組をお願いします。</p>